

専任集落支援員だより

Vol.9

定住促進課 TEL0967 (67) 2705

■今年も下田区内で高菜収穫・漬け込み体験会が行われました

地域にある資源を活用したこのイベントも今年で3年目になりました。一人の発案から始まったイベントですが、毎年試行錯誤しながら村内外の多くの人を楽しんでいただいています。初めての体験に悪戦苦闘する人や、夢中になってついつい採りすぎてしまう人、畑の中で遊ぶ子ども達と、時間の過ごし方は人それぞれです。参加者からは来年以降の開催を希望する声も多く、年に一回の地域交流の場として継続できればと考えています。そのためには解決しなければならない問題もあるので、今後も話し合いが必要です。



3年前は「本当に自分たちで開催できるのか」という不安ばかりでしたが、今では「どのように工夫しようか」と、考え方に変化が生まれているように感じます。まずはやってみることに。そして気づきをもとに無理せず楽しめる方法を模索することで、地域にある資源を多くの人と共有でき、思い出が作られていくのではないのでしょうか。次の世代を巻き込んで継承することも大切だと思います。

■ごあいさつ

最後に私事ですが、任期満了に伴い3月末をもって専任集落支援員を退職致します。あつという間の3年5カ月でしたが、私の働きが地域に何かしらのきっかけを作ることができていれば幸いです。ご迷惑をお掛けしてばかりだったとは思いますが、これまで関わって下さった皆さまへこの場をお借りして御礼申し上げます。

(坂本)

国民年金保険料の学生納付特例について

国民年金第1号被保険者の学生で、学生本人の所得が一定額以下の場合、申請して日本年金機構から承認されれば承認期間中の保険料が後払いできる制度です。

■所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

〈計算式〉

128万円(令和2年度以前は118万円) + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額

■手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②在学証明書(原本)または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し

■申請時期

学生納付特例を希望されるとき。

※すでに学生納付特例を受けている人で、引き続き学生納付特例を希望する場合は、再度申請が必要です。

■将来受給する老齢基礎年金の算定について

学生納付特例期間は受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば保険料を遡って納めること(追納)ができます。将来、受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。

〈申請先・お問い合わせ〉 熊本東年金事務所 TEL096 (367) 2503、住民福祉課 TEL0967 (67) 2702